

## 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会が管理するホームページ（以下「市社協ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市社協ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) 広告枠 市社協ホームページにおける、バナー広告を掲載するための領域のことをいう。
- (3) 広告掲載希望者 市社協ホームページに広告掲載料を負担してバナー広告の掲載を希望するものをいう。
- (4) 広告主 広告枠にバナー広告を掲載する契約を結ぶものをいう。

(広告の種類)

第3条 市社協ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズは天地70ピクセル×左右270ピクセルとする。
- (2) 画像形式はGIF（アニメーション不可）、JPEG
- (3) 容量は25KB以内とする。

2 前項に規定するものに加え、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定を遵守するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第5条 市社協ホームページに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類するもの
  - イ 日本標準産業分類の貸金業に該当するもの
  - ウ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
  - エ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - オ 法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
  - カ 行政機関からの行政指導を受け、当該内容を実施していないもの
  - キ 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当するもの

ク 暴力団と密接な関係を有するもの

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反するもの

コ 社会問題を起こしているもの

(2) 次に掲げる内容のもの

ア 法令等又は各行政機関による指導等に反するもの

イ 人権侵害となるもの

ウ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの

エ 政治活動、宗教活動、意見広告文又は個人の宣伝に係るもの

オ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

① 誇大広告、虚偽の内容、誤認を招く表現のもの

② 非科学的又は迷信に類するもの

③ 射幸心を著しくあおるもの

④ 責任の所在が明確でないもの

カ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

① 暴力、犯罪、わいせつ、ギャンブルを肯定又は助長するもの

② 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

キ 良好な景観又は風致を害するもの

ク その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、3月を単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途会長が定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、会長は継続掲載を認めることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第7条 広告主は自己の都合により、市社協WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 広告掲載希望者は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請があったときは、その諾否を決定し、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告を掲載するための料金は、次のとおりとする。

一般 15,000円／3ヶ月、25,000円／6ヶ月、45,000円／12ヶ月

一般会員・賛助会員 10,000円／3ヶ月、15,000円／6ヶ月、30,000円／12ヶ月

2 広告掲載期間中、市社協の都合によりホームページを閉鎖した場合も、掲載期間の延長又は広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の支払い)

第10条 広告主は、広告掲載料を市社協が指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告原稿の作成・提出)

第11条 広告原稿は、市社協が指定する方法により作成するものとし、市社協が指定した期日までに提出するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他の事項)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和元年12月13日から施行する。